

香川県福祉サービス第三者評価の結果

◎ 第三者評価機関

名 称	一般社団法人 香川県福祉サービス評価機構
所在地	高松市塩上町二丁目 1-24
評価調査者	① H 2 3 - Y 0 1 4
	② H 2 3 - Y 0 1 5

1 施設・事業所情報

(1) 施設・事業所概要

事業所名称：三豊市立松崎保育所 (施設長) 所長 真鍋 秀子	種別：保育所
代表者氏名：代表取締役社長 都築伸一郎 (管理者) 所長 真鍋 秀子	開設年月日：昭和48年 5月1日
設置主体：三豊市 経営主体：株式会社小学館集英社プロダクション	定員：90名 (利用人数) 96名
所在地：〒769-1102 三豊市詫間町松崎2780-445	
連絡先電話番号： 0875-83-2115	FAX番号： 0875-83-2115
ホームページアドレス	http://www.shopro.co.jp

(2) 基本情報

サービス内容 (事業内容)	施設の主な行事																								
保育事業	入所式・お花見散歩・親子遠足・発表会・保育参加(年4回)・お別れ遠足・お別れ会・地域交流(うどん打ち・芋パーティー等)・保幼小交流(ボール交流・1年生を迎える会等)・修了式																								
居室形態及び居室数	居室以外の施設設備の概要																								
保育室 6、遊戯室 1、職員室 1、保健室 1、休職休憩室 1	給食室・食品庫・給湯室・教材室・調乳室・倉庫(屋外4、屋内2)																								
職員の配置 (常勤・非常勤は分けて記載すること)																									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">職種</th> <th style="width: 25%;">常勤</th> <th style="width: 25%;">非常勤</th> <th style="width: 25%;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所長</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>主任</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>保育士</td> <td>17</td> <td>8</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>事務</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>調理員</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	職種	常勤	非常勤	計	所長	1		1	主任	1		1	保育士	17	8	25	事務		1	1	調理員	4	1	5
職種	常勤	非常勤	計																						
所長	1		1																						
主任	1		1																						
保育士	17	8	25																						
事務		1	1																						
調理員	4	1	5																						

2 理念・基本方針

理念：『あったかい心』をもつ子どもに育てる
基本方針：子どもたちの「楽しい」という気持ちを大切にしながら“あそび・せいかつ”を通して、健やかな“こころ”“からだ”を育む保育を展開していく

3 施設・事業所の特徴的な取組

- ・子どもの遊びと生活の中にある「学び」に繋がる楽しい経験・体験のための楽習保育（コミュニケーションあそび・ネイチャーあそび・リトミック・体操あそび・本育あそび）
- ・保育の見える化のためのブログ開設
- ・交流を通して小学校への円滑な移行を目指す幼保小交流、地域の人と三豊の自然や文化に触れることを体験し、心豊かな人間関係を育む地域交流

4 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和2年8月19日（契約日）～ 令和2年12月24日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	初受審

5 評価結果総評（利用者調査結果を含む。）

<p>◆特に評価の高い点</p> <p><u>保育所の理念および基本方針に沿って、日々の遊びを通じて園児の心身の健全な発達・学びが育まれるよう、年間を通じて様々な行事が計画され実行されている。この成果として、園児の保護者を対象にした利用者調査結果からは「通所させることによって様々な体験ができ、それによって子どもがどんどん成長していくのが分かる」といった喜びの声が多く見られた。</u></p> <p><u>また、中長期事業計画を基盤として、年間や月間の保育計画が保育所全体・クラス単位・個人単位・目標達成のため形成されたグループ単位等にてそれぞれ細やかに策定され、それが確実に遂行されている。PDCAサイクルに則りその計画を次に生かす仕組みが機能しており、施設長をはじめとする全職員が保育の質の向上のために恒常的かつ精力的に取り組んでいる。</u></p>
<p>◆特に改善を求められる点</p> <p><u>利用者調査の結果からは、個別面談の場を設けることを希望する声が散見された。しかしながら、書面調査や訪問調査においては、保護者とコミュニケーションを取るために様々な機会が設けられ、保護者との関わりに十分に配慮されており、相互の認識について温度差がみられるようであった。このことから、保育所と保護者間の相互理解が深められるよう、さらなるコミュニケーションの充実等、一層の取り組みがなされることが期待される。</u></p> <p><u>また、全職員が保育の質の向上のためにあらゆる方面から取り組まれていることについては、今回の調査で特に評価すべき点であるが、その計画書や記録等の書面が多種かつ大量のものとなっていることから、それらの作成保管業務が施設長や各職員の過剰な負担になっているのではないかと懸念される面もあった。保育業務の基本は子どもに直接保育を提供することであり、子どもと向き合う職員の心身の健康は、質の高い保育を提供するうえで特に欠かせないものである。以上のことから、作成もしくは保管する書類の種類やその内容、また記録方法等については、効果的でより効率的なものとなるよう、今後の取り組みに期待したい。</u></p>

6 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受けるにあたり、今一度自分たちのやってきたことを振り返り、見直し、客観的な視点から見る事ができたことは、とても良い勉強になりました。的確な評価を頂いたことは、職員の自信にも繋がりましたし、これからの保育所運営における指標となりました。個別面談等につきましては、コロナウイルス感染拡大防止のため、今年度はその機会が減少してしまいましたが、今後の状況を踏まえながら、入所児面談・家庭訪問・個人面談・就学前面談等を再開できたらと考えております。

7 評価分類別評価内容

<u>評価対象Ⅰ</u>	
1 理念・基本方針	<p>理念や基本方針をもとに全ての計画や事業が行われている。</p> <p>職員はもちろん、利用者やその保護者に対しても、保護者会や日々の連絡文書、施設内掲示等、様々な方法を用い、周知徹底を十分に図っている。</p>
2 経営状況の把握	<p>経営主体において適切に把握し、定期的に関係機関へ報告されている。施設長をはじめとする職員は経営状況を適切に把握し、課題の改善に向け関係機関と意見交換をする等主体的に取り組まれている。</p>
3 事業計画の策定	<p>理念や基本方針の実現に向けた明確な目標と、それを達成するための具体的な計画が立てられた事業計画と収支計画が策定されている。</p> <p>単年度の事業計画は、中・長期計画が着実に実現できるよう、前年度の事業計画の評価を踏まえ、適宜修正・見直しをしつつ適切に策定されている。</p>
4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	<p>事業計画に基づき、あらかじめ決められた時期に目標の達成状況の確認と新しい目標設定が行われている。PDCAサイクルが組織的に機能しており、あらゆる角度から保育の質の向上を目指し、積極的・計画的に取り組まれている。</p>
<u>評価対象Ⅱ</u>	
1 管理者の責任とリーダーシップ	<p>管理者は、保育を提供する立場として必要な法令等の情報収集を主体的に行っており、全従業員が遵守すべき法令等を正しく理解し行動できるようリーダーシップを発揮している。また、現場の状況を常に把握し、適切な人員配置や人材教育を行っている。</p>
2 福祉人材の確保・育成	<p>理念や基本方針に基づき、期待する職員像が明確化されている。従業員に対しては、各種マニュアルの整備や研修等様々な手法を用い、福祉人材の育成に積極的に取り組まれている。また大学等と連携し、新たな人材確保や育成にも取り組んでいる。</p>

<p>3 運営の透明性の確保</p>	<p>関係機関へ報告することのほか、自社ホームページに理念や保育内容を掲載する等、積極的に情報を公開している。 外部の専門家との連携を活かし、透明性の高い適正な運営が行われている。</p>
<p>4 地域との交流・地域貢献</p>	<p>保育計画の一環として、地域住民との交流を目的とした行事が定期的に行われている。また、保育実習生やボランティア等の受け入れ体制が確立されており、地域住民との交流や地域貢献が積極的に取り組まれている。</p>
<p><u>評価対象Ⅲ</u> 1 利用者本位の福祉サービス</p>	<p>各種規程やマニュアルを整備している。子どもの観察や保護者との会話を通じて利用者の個々の希望や意見を聴取し、聴取した意見は職員間で共有し、可能な限り利用者へ還元している。利用者本位の福祉サービスの提供のために、高い意識を持って取り組みが行われている。</p>
<p>2 福祉サービスの質の確保</p>	<p>規則やマニュアル等は文書化されており、研修や会議等の様々な方法で保育の質の確保に取り組んでいる。提供する保育の標準的な実施方法は確立されており、個別的な援助を検討した際に保育の向上に繋がると判断されたものについては、必要に応じて標準的な実施方法の見直しが行われている。</p>
<p><u>内容評価基準</u> A-1 保育内容</p>	<p>子どもや保護者の個々の希望や心身の状況に応じて子どもが快適に過ごすことのできるよう、日常の保育や保護者との会話を通じて利用者の意向を意識して汲み取り、それを保育内容に反映させている。また、子どもの心身の健全な発達を促すことができるよう、計画的に保育の内容が決定されている。</p>
<p>A-2 子育て支援</p>	<p>保育所での子どもの様子を保護者へ伝えるだけでなく、子どもの発達状況や各家庭の状況を鑑みた声掛けや特別な配慮等の様々な支援が個別に行われている。家庭と保育所が一体となって子育てをできるよう、施設長を中心とした保護者と連携するための体制が整っている。</p>
<p>A-3 保育の質の向上</p>	<p>保育所全体から担当職員ごとに至るまで、全職員があらゆる方面から日々保育の実践や研究を行っている。保育所全体でPDCAサイクルの体制が確立され、次の保育へ生かすことができている。また、外部機関とも連携し、保育所内外の両面から保育の質の向上に努めている。</p>

8 別紙「第三者評価結果報告書（詳細）」のとおり

【第三者評価結果報告書（詳細）】

事業所名：三豊市立松崎保育所
種別：保育所

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
項目		評価	コメント
1	I-1-1(1)-①	a	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。
			公設民営化された際に、新たに確立された理念および基本方針は、明文化され職員へ周知徹底されている。また、保護者に対しては、各行事の際など折に触れて説明されており、定期的に発行される文書にも記載するようにしている。利用者調査からも、口頭や文書の送付、掲示等の方法により、十分に周知されていることがうかがえる。

I-2 経営状況の把握

I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
2	I-2-1(1)-①	b	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
			保育所の需要やその推移については、経営主体と常に連携が取られ、地域の保育・教育関係者との連絡会議に参加し、および市や県のデータも活用するなどして、把握・分析するよう努められている。また、その内容について、職員間で情報共有がなされ、運営に反映されている。今後は、少子高齢化社会における保育所の事業継続性をより高めるために、運営状況のみならず、社会福祉事業全体の動向を把握・分析するよう努められたい。
3	I-2-1(1)-②	a	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。
			経営主体において経営状況を適宜把握・分析することにより、人材育成やコスト改善等の経営課題が明確化されている。その内容については現場の全ての職員へ周知されており、職員が参加する会議等では、それについての検討や意見交換が行われている。組織的に経営課題を明確にしたうえで具体的に取り組む体制が整っている。

I-3 事業計画の策定

I-3-1 (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	I-3-1(1)-①	a	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。
			中長期の事業計画および収支計画をそれぞれ策定し、理念や基本方針の実現に向けた目標を明確にしている。その内容については職員間で共有されており、計画に基づいた組織・施設の整備や人材育成等が行われている。また、実施期間中も定期的に計画についての評価や見直しを行っている。
5	I-3-1(1)-②	b	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。
			中長期の事業計画および収支計画をもとに単年度の詳細な計画が策定されている。また、単年度の具体的な計画の実現については、その都度評価や見直しを行い、次年度の計画へ反映させている。今後は、評価や見直しにおいても数値化するなど、出来る限り定量的な分析を取り入れることによって、より実効性の高い計画が策定されるよう期待したい。
I-3-1 (2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	I-3-1(2)-①	a	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
			日々および定期的に行われる会議に職員が参加することにより、職員の意見集約および反映をする仕組みが組織として確立されている。事業計画をもとに各職員が主体的に細やかな保育計画の策定や実践を行っており、全職員が事業計画を十分に理解していることがうかがわれる。各計画の実施状況についても、予め決められた時期に評価や見直しが行われている。
7	I-3-1(2)-②	a	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。
			保護者会において事業計画書を配布・説明することにより理解を促している。日々の具体的な保育の計画や振り返りについては、園だより・所長だより・クラスだよりといったそれぞれの文書や送迎時の保護者との会話を通じて、その都度丁寧に周知・説明を行っている。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-1 (1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	I-4-1(1)-①	b	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
			PDCAサイクルに基づく保育の質の向上に関する取り組みが組織として確立されており、恒常的な取り組みとして機能している。その実施プロセスにおいては、全ての職員が理解し参画している。しかしながら、全ての保育業務においてその取り組みが確立されているあまり、作成する書類が多様化しその量も多くなっている。今後は、実施における職員の負担が過大にならないよう、効率的な運用がなされることを期待したい。

9	I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	職員の参画のもと評価結果を分析し、その結果やそれに基づく課題はすべて記録し、改善策を策定している。また、策定された改善策を実行するために職員間で課題の共有化が図られたうえで実施されている。単年度では解決できない事項については、必要に応じて中長期計画の中に反映させるようにしている。
---	-----------	--	---	--

II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

II-1-1 (1) 管理者の責任が明確にされている。

10	II-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	施設長は、理念や基本方針をもとに職員会議等で具体的に説明することのほか、平常時・有事それぞれの職務分掌についても文書化し周知することにより、他の職員に対して自らの役割と責任を明らかにするよう努めていることがうかがわれる。
11	II-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	保育所として遵守しなければならない基本的な関連法令等について、自ら条文を確認することのほか、関係各所との連絡会議や外部研修に参加する等、正しく把握・認識するための方法が確立されている。また、その取り組みにおいて知り得た情報については、職員へその都度情報共有を行い、法令等を遵守するために規程の整備や体制の構築が図られている。

II-1-1 (2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

12	II-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a	施設長は、自身の適切な指導と保育の実践および個々の職員の継続的な努力によって保育の質が向上するよう、職員との定期的な面談や日々の記録、会議等あらゆる取り組みを通じて、全体的かつ個別的にその課題を理解・分析するよう努められている。保育の質の向上に関する保育所の課題を正しく理解し、職員に教育・指導を行っている。
13	II-1-(2)-②	経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b	経営主体において把握された経営状況について理解したうえで、組織の理念や基本方針の実現に向け、人員配置や職員の働きやすい環境整備を行っている。今後は人事・労務・財務等の視点からも常に検証を行うことにより、なお一層の効果的な取り組みに指導力を発揮されるよう期待したい。

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-1 (1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

14	II-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	中長期の事業計画に基づき人材の確保や育成を実施している。組織を適切に機能させるために必要な人員は十分確保出来ており、人材育成については、学期あるいは年度毎に個別に目標を設定し、施設長と職員で個別面談を行う等、理念や基本方針の実現に向けて計画的な取り組みがなされている。
15	II-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	a	理念や基本方針に基づき「期待する職員像」を明確化したうえで、総合的かつ計画的に人事管理がなされている。日々の職員会議や研修等、職員の能力向上のための機会を設けており、定期的かつ個別的に振り返り評価する体制が整っている。

II-2-1 (2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16	II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a	職員の就業状況や意向の把握に基づき、労務管理に関する責任体制を文書等で明確にしている。また、職員の年次有給休暇の取得状況を定期的確認し、全職員が年次有給休暇を完全消化出来るよう体制を整えている。職員の希望の聴取等を、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映させ実行している。
----	------------	-----------------------------------	---	---

II-2-1 (3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17	II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	目標管理体制を整備し、保育所全体から施設長、それに準じる職員、各部門、各職員のそれぞれの目標が理念や基本方針に基づき適切に設定出来る体制が確立され、実施されている。設定された各職員の目標については、その達成と取り組み状況を確認するため、定期的に施設長等との個別面談の機会を設け、評価と振り返りを行っている。
18	II-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b	策定された教育・研修計画に基づき、保育所として目標を明確にし、体系化された教育・研修の実施およびその振り返りが行われている。今後は、保育士、社会福祉士や幼稚園の教員免許のみならず、保育・子育て支援の質の向上に資する資格・免許等、保育所が職員に求める専門技術や専門資格を明示し、さらなる教育・研修の質の向上に努められたい。
19	II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b	職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTを適切に行い、職員一人ひとりが保育所の内外を問わず教育・研修の場に参加出来るよう配慮している。今後は、個別の職員の知識、技術水準等を適切に把握したうえで教育・研修計画に反映させ、その内容がより一層充実したものとなることを期待したい。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。				
20	II-2-(4)-①	実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	地域の大学等と連携し、実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成への協力が行われている。受け入れについての連絡窓口や、子どもや保護者への事前説明、職員への事前確認、また実習生等に対するオリエンテーションの実施方法等、必要な項目を網羅した実習生等を受け入れるためのマニュアルが整備され、実施されている。

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。				
21	II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	公費による福祉サービスを実施する主体としての説明責任を果たすため、ホームページ等の活用により、法人および保育所の理念や基本方針、事業計画、事業報告等を適切に公開している。苦情や相談内容の公表等、福祉サービスを実施する保育所に対する保護者や地域の理解を深めるための取組を行っている。
22	II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	保育所内において、その業務の実施、意思決定の手続き、財務管理、取引・契約関係等について各種規程を整備しており、経営主体とも緊密に連携して、また公認会計士等、適宜外部の専門家による支援を受けながら、公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。				
23	II-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	地域交流の年間計画を策定し、概ね月に一回程度、地域のほかの保育所や幼稚園、老人会等地域住民との相互交流を促進する行事を行っている。子どもの社会体験や“地域の中での子育て”という視点から、子どもが地域活動に参加することで地域との交流を広げられるよう、実施した行事については適宜見直しを行っている。
24	II-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	ボランティア等の受入れに関するマニュアルを策定し、受入れ時の子どもへの配慮や参加者への注意事項等を明文化し、その体制を整備している。大学生等の保育実習前ボランティアや小中学生の職場体験等、社会福祉に関する知識と専門性を有する地域の社会資源として、地域の学校教育施設や体験教室の学習等への協力を行っている。
II-4-(2) 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。				
25	II-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	子どもにより良い保育を提供するための保育の一環として、市や小学校等と定期的に会議の場を設け、地域全体の福祉に関する情報共有を行っている。また、虐待や障害等子どもの個別的な実情に応じて、関係機関・団体とのネットワークを有効活用し、課題の把握や解決に尽力している。
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。				
26	II-4-(3)-①	地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a	保育所見学や未就園児の入所準備のための場や情報を提供したり、地域住民の個別的な相談に対応するための窓口を設けたり等、保育所の持つ機能を地域へ還元するための取組を行っている。また、民生委員等との定期的な会議の開催等を通じて、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
27	II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a	前項で述べた取組のほか、把握した福祉ニーズに基づき、地域住民と交流する機会等具体的な事業や活動を年間行事の中に取り入れ、積極的に地域住民の福祉に対する理解の促進や地域づくりのための取組が行われている。災害時においても、日頃から行政や地域との連携・協力に関する事項が確認され、職員への説明や研修等の災害に対する備えが計画的に実施されている。

III 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。				
28	III-1-(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	理念や基本方針に従って、子どもを尊重した保育についての基本姿勢を明示し、保育を展開している。保育室への掲示や職員会議・研修、保護者への文書配布等様々な手段を用いて職員や保護者への周知徹底が図られている。特に職員間の共通理解においては、マニュアルや規程等を策定し、職員が正しく理解し実践出来るよう取組を行っている。
29	III-1-(1)-②	子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a	排泄・着替え等の生活場面において、設備・保育実践いずれにおいても子どものプライバシー保護に対し特に配慮している。子どもや保護者が他人から見られたり知られたりしたくないことについては、その意思が尊重されるよう、個別的な配慮を行い、必要な配慮については職員間で十分に情報を共有している。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。				
30	Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	理念や基本方針および保育計画等保育所の特性が明示された資料を、地域住民が入手しやすい場所に配置し、希望者に対しては、個別に説明を行い、見学等の要望にも対応している。保育所の特性を明示した資料の内容については、利用希望者への十分な情報提供が来ているかについて、毎年見直しを行っている。
31	Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b	保育の開始および保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者の意向に可能な限り配慮しており、保護者がわかりやすいよう工夫された、保育所が定める様式に基づいた資料を用いて説明している。今後は、可能な限り保護者の同意を得て、適切に保育を展開していることが客観的にうかがえる書面を残す等の取り組みにより、なお一層保護者と一体となった保育が展開されるようになることを期待したい。
32	Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a	市内において保育所等を変更する場合は、統一された様式を用いて予め定めた手順と引継ぎ文書により子どもの保育の継続性を損なわないよう十分に配慮している。市外からの子どもの受入れや市外へ保育所等を変更する場合においても、その地域と連携し、標準化した方法で可能な限り適切に引継ぎを行っている。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

33	Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	子どもの気持ちに特に配慮して日々の保育を展開するよう保育所全体で認識を共有していることはもちろん、保護者を対象とするアンケート調査や保護者会等の機会を定期的に設け、それらの取り組みにより把握した結果を分析・検討し改善策を実施している。保育所全体で、利用者満足を上昇させるための取り組みを実施するための体制を整え、機能させている。
----	-----------	---------------------------------	---	--

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

34	Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	第三者委員が参加のもと「三豊市保育所意見・要望等対応制度」を確立しており、保護者会総会にてその制度についての説明を文書を用いて行っている。苦情の申出に至る前に、日々の保護者とのコミュニケーションの中で、保護者の要望や意見を保育所として把握するよう努め、保育の質の向上のため解決に向け適切に対応している。
35	Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a	相談窓口について書かれた文書を保育所内に掲示する方法で保護者へ周知している。受け付けた相談内容についてはプライバシーに配慮したうえで記録・保管し、日々の保育に反映させている。また、日常的な言葉掛けを積極的に行うことにより、保護者が相談や意見をしやすいように配慮している。
36	Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	保護者から相談や意見があった場合には、標準化された方法に基づいて速やかに対応することを原則とし、日々の職員会議において職員間で共有することとしている。可能なものは即日対応するほか、必要に応じて保育所だより等の文書を活用し、相談・意見への対応を保護者に回答している。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

37	Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	感染症や誤嚥事故等それぞれの保育場面における危機を想定したマニュアルを策定し職員室や保育室へ設置するほか、定期的に研修を行っている。ヒヤリハット等の事例を収集した場合は職員間で共有され、要因分析と改善策・再発防止策等の実施が行われ、それらを研修やマニュアルへ適宜反映させている。
38	Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	厚生労働省のガイドラインや市からの指導のもと感染症マニュアルを数種類策定・設置し、研修や日々の職員会議を通じて職員に周知徹底することはもちろん、保護者に対しても、予防および発生時に感染を広げないための方策について文書や口頭で周知を図っている。感染症発生時は、子どものプライバシーに十分配慮して保護者への説明を行っている。
39	Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	立地条件から予想される災害の影響について把握し、設備類の点検、災害発生時の職員体制、安否確認等の連絡手段や避難経路等を定めたマニュアルが整備され、定期的に地域の消防署等と連携し訓練が行われている。ハード・ソフトの両面から、子どもの安全確保のための取り組みが組織的に行われている。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

40	Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a	経営主体より提供された保育マニュアルを参考に、職員の違いによる保育の水準や内容の差異が極力発生しないよう、保育実施時の留意事項や業務手順を文書化している。また、特に低年齢児の保育においては子どもが安心して継続した保育を受けられるよう担当制とし、保護者と一体となった保育が提供出来るよう詳細なマニュアルを策定し、実践している。
41	Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	保護者の意見や子どもが必要とする保育内容の変化を把握するよう努め、新たな知識・技術等の導入を適宜行っている。保育の標準的な実施方法の見直しは体系化されており、組織的に定められた方法によって定められた時期に現状を検証し、職員や保護者からの意見や提案が反映されるよう、見直しを随時行っている。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。				
42	Ⅲ-2-(2)-①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a	指導計画の責任者を選任し、様々な職種の関係職員参画のもと確立された手法によって適切なアセスメントが実施されている。個別の指導計画は、保育所の全体的な計画に基づき子どもと保護者の具体的なニーズが反映されたものとなっている。指導計画に基づく保育実践については、振り返りや評価を行う仕組みが機能している。
43	Ⅲ-2-(2)-②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a	子ども一人ひとりに対する保育の質の向上を継続的に図るため、作成した指導計画についてPDCAサイクルが実施されている。保育の実施状況についての報告経路は体系化されており、あらかじめ決定された手順によって、指導計画の作成・評価・見直しを行い、その記録は適切に保管されている。
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。				
44	Ⅲ-2-(3)-①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a	職員によって記録内容やその量に差異が生じないよう、統一した基準・様式によって子どもの発達状況や生活状況を把握・記録しており、個別の指導計画に基づく保育が実施されていることが確認出来る。日々の職員会議やコンピュータネットワーク等を通じ、保育所内で情報を共有する仕組みが整備され、機能している。
45	Ⅲ-2-(3)-②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a	策定された個人情報保護規程の内容は、全職員に教育や研修を通じて正しく理解され、遵守されている。個人情報の取り扱いについては保護者に説明し、日々の関わりの中で保護者からの信頼を得るよう取り組んでいる。情報漏洩によって子どもやその家族に被害が及ばないよう、管理体制を徹底している。

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成			
	項目	評価	コメント
A①	A-1-(1)-①	a	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A②	A-1-(2)-①	a	保育環境の中でも、特に安全衛生面に配慮し子どもが心地よく安心して過ごすことのできるような環境整備が心掛けられている。クラス単位では、2歳児までは指先の感覚を培えるような環境が、3歳児以降は身体を十分に動かし、かつ遊びから学びに繋がるような環境がそれぞれ整備されている。
A③	A-1-(2)-②	a	職員会議や統一様式の記録を用いる等の方法により、子どもの発達過程や家庭環境等を職員間で共有する仕組みが確立されている。一人ひとりの保育記録が作成され、2歳児までは毎月、3歳児以降は学期毎に振り返りが行われている。また、2歳児までおよび特別な配慮が必要な子どもは、連絡帳を通じて保護者との連携を密にする等、援助内容に特に配慮がなされている。
A④	A-1-(2)-③	a	保育計画に基づき職員間で独自に組織された複数のグループのうち、“生活習慣グループ”の職員らが中心となり、子どもの生活習慣の確立のための月間目標が立てられている。グループ制度により、各職員が一人ひとりの子どもの家庭環境等に配慮した援助を実践できるような方法が提供されている。保育所全体で環境整備と援助に取り組む体制ができています。
A⑤	A-1-(2)-④	a	全体的な年間テーマをもとに各クラスの毎月のテーマを設定し、子どもが遊びを自分で選び、身体を十分に使い主体的に活動できるように、子どもの発達過程に応じて、遊びが学びに繋がるような環境が複数整備されている。また、朝の園庭開放、わらべうたやふれあい遊び、菜園活動等を通じて自然な異年齢児の交流ができるような保育が展開されている。
A⑥	A-1-(2)-⑤	a	保育室内は布製の玩具等を使用し家庭的な環境となるよう配慮されている。食事時間は一人ひとりの在園時間に応じて設定されている。食事・排泄・着脱は特定の保育士が応答的に関わり、保護者への支援に努めることで、子どもの生理的な欲求の充足や情緒の安定を図りながら愛着関係を形成できるように、個別な保育が展開されている。
A⑦	A-1-(2)-⑥	a	子どもの情緒の安定と発達過程に応じた保育を展開するために、0歳児と同様に特定の保育士が応答的に関わり、一人ひとりの発達過程に応じて食事や衣類の着脱等基本的な生活習慣を身に着けられるよう配慮されている。子どもの自我の育ちを支えられるよう、“待つ”ことを心掛け、落ち着いて声がけすることや見守りするように心掛けられている。
A⑧	A-1-(2)-⑦	a	イメージを形にできる環境、テーマ性のある遊びができる環境、知的な好奇心に応える環境、試行錯誤できる環境、自然と関わる環境といった5つのポイントに沿って、職員研修と日々の保育が展開されている。また、保護者へはクラスだより等の文書や送迎時に口頭等の方法により保育内容について具体的な説明が適切になされている。
A⑨	A-1-(2)-⑧	a	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
A⑩	A-1-(2)-⑨	a	夕方以降の子どもが一日の疲れを感じる時間帯においては、17時までは各クラスで落ち着いて過ごすことのできるよう配慮されている。17時以降および早朝の時間帯は、早出・居残り用の部屋で毎日特定の保育士が関わるようにすることで、子どもが安心して過ごすことのできるよう配慮されている。
A⑪	A-1-(2)-⑩	a	保育事業計画の一環として、子どもが就学する小学校を訪問して小学生との交流する機会が設けられている。特別な配慮を必要とする子どもについては個別に小学校に対して子どもの支援状況を共有する等、就学を見通した保育が展開されている。保護者に対しては、クラスだより・ブログ等の方法で就学への期待と見通しが持てるような取り組みがなされている。
A-1-(3) 健康管理			
A⑫	A-1-(3)-①	a	各種マニュアルを策定し、統一された様式により子どもの健康状態が記録され、一人ひとりの心身の健康状態が保育所全体で把握されている。また、保護者へは保育所の子ども健康に関する方針や取り組みを伝え、保育所で把握された健康状態は家庭と情報を共有しながら、子どもの健康の保持に努められている。

A⑬	A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a	今年度は新型コロナウイルス感染症による自粛生活の影響により肥満児が増加したことから、給食の内容が変更されたり、体操教室の開催や身体を大きく動かすことのできる遊びを取り入れたりといった肥満解消のための保育が保育所全体で展開されている。このように、例年、健康診断や歯科健診の結果をもとに子どもの発育・発達状況に応じた配慮がされている。
A⑭	A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについては、その保護者と連携し、子どもの状況に応じた保育ができるよう組織的に対応する体制が確立されている。今後は、アレルギー等を題材にした絵本の読み聞かせ等、子どもの発達状況に応じて、アレルギー等の理解を深めるための取り組みをより一層取り入れた保育が展開されることを期待したい。
A-1-(4) 食事				
A⑮	A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a	食に関する豊かな経験ができるよう、食育実践簿を作成し、子どもが美味しく楽しく食事ができるよう、給食の献立や雰囲気づくり、菜園活動等、積極的な取り組みが行われている。特に給食の盛り付けについては、季節に応じて子どもが楽しめるような内容となるよう配慮され、子どもが食事を楽しむことができる環境について十分に配慮されていることがうかがわれる。
A⑯	A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a	衛生管理の体制を確立し、マニュアルに基づき衛生管理を行っている。旬の物や季節の食材を子どもの味覚に合わせて調理したり、盛り付けを工夫した行事食を提供したり等、季節感のある献立となるよう工夫されている。給食の献立は、事前に献立表を配布し、当日の給食を送迎時に展示する方法で保護者へ周知されている。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A⑰	A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a	クラスだより等の文書や連絡帳もしくは送迎時の会話を通じて、子どもの発達や保育の意図について保護者と相互理解を図るような取り組みが行われている。年間事業計画により、保護者会や保育参加といった保護者と職員が直接関わる機会を定期的に設けられている。個別の相談については、各家庭の要望に応じて適切に行われている。
----	-----------	-------------------------------	---	--

A-2-(2) 保護者等の支援

A⑱	A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	保護者の要望や悩みが伝えやすい環境となるよう、保護者とのコミュニケーションの方法が配慮されている。市から提供されたファミリーサポート等の子育てに有効な情報や方法については、適宜保護者へ伝えられている。保護者や子どもの現状や相談内容と支援の状況は記録され、必要に応じて職員間で共有され、個別支援が行われている。
A⑲	A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a	虐待防止マニュアルに基づき、市や警察等関係機関と連携し、特に虐待の疑いのある家庭については、施設長へ確実に情報が届くよう体制が整えられている。保育所全体で注視および情報共有が行われ、可能な限り保護者に対し精神面のサポートを行う等、継続的な虐待の早期発見・早期対応および予防に努められている。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

A⑳	A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a	子どもの心の育ちや意欲・過程に配慮されたものとなることを前提に、記録や職員間の話し合い等を通じて、担当クラスの保育士等によって主体的に自らの保育実践の振り返りが行われている。また、外部の機関と連携して保育が実践される等、保育士等が主体的に保育実践の改善や専門性の向上に努められるよう、その機会が確保されている。
----	-----------	---	---	---